

平成26年1月1日 新年号

東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第28号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。
「宇宙」をイメージしております。



中野サンプラザ総会にて

目次

◇新年のご挨拶

総代表	銀座事務所所長	横尾 和儀		2P
代表社員	武蔵野事務所所長	五老 辰雄		2P
代表社員	新潟事務所所長	志賀 安雄		2P
	新宿事務所所長	井出 俊一		3P
	小金井事務所所長	岩戸 三和		3P
	埼玉事務所所長	氏家 健二		3P

◇税務特集

◇消費税・相続税		4~5P
◇新潟事務所の紹介		6P
◇経営改善計画のご案内		7P
◇事務所だよりコーナー・編集後記		8P



新年のご挨拶



総代表 銀座事務所所長

横尾 和儀



新年明けましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年末に恒例の流行語大賞なるものがマスコミより発表されました。例年になく複数の流行語が発表されたのですが、その中に「今でしょ」というのがありました。これは正に経営者が肝に銘じなければならない一言ではないのかと痛感致しました。経営者として、やるべき事に対してすぐ動く。その時その時の最善を尽くして事にあたる。企業の経営計画をお手伝いする中、数値計画よりも行動計画の大切さを実感しています。私も公私ともにこの言葉を胸に動きたいと思っています。

今年も職員一同研鑽に励んで参りますのでよろしくお願い申し上げます。この新しい年が、皆様にとりまして、益々の御繁栄と御健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げまして、新年の御挨拶いたします。



代表社員 武蔵野事務所所長

五老 辰雄

新年あけましておめでとうございます。

昨年中は何かとお引立て頂きありがとうございました。本年もよろしくお願い申し上げます。昨年の11月に税理士開業35周年となり、何かと記念に残る年でもありました。

税理士事務所を開業し、関与先の社長・社員の皆様と接し、素晴らしい経験をさせて頂きました。開業当初は、経験不足で先生と言われて恥ずかしい限りでしたが、こんな私と温かく接して頂き、何とか現在に至っております。私が35年間、経営者との付き合いの中で感じたことは、経営者の方々の性格が誠実で真面目、情熱的でかつ忍耐強く仕事に打込んでいること。また、能力の面から見れば、弁がたって行動力があり、感性・創造性があり、それが技能を高め事業の発展につながっている。これらの性格や能力は多くの人が持ち合わせていると思いますが、これを発揮させる要因は経営者の責任感が大きく作用しているように思います。このような経営者との出会いが、私

にとって大変な成長に繋がっています。今後も税務関連はもちろんのこと、あらゆる分野に対応出来るスタッフを育成し、東京さくら会計事務所が関与先の強力なパートナーとなっていくことを目指して参りますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。



代表社員 新潟事務所所長

志賀 安雄

新年あけましておめでとうございます。

関与先の皆様におかれましては、ご健勝にて新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

さて新潟の皆様には昨年6月突然「東京さくら会計事務所」と合同する通知を差し上げ大変ご心配をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。

志賀事務所は開業以来35年皆様のご支援の基順調に経過してきました。今後皆様と共により発展的に継続していくことを考えた結論でした。

各種の選択肢から、「東京さくら会計事務所」代表横尾先生より3年越しのお誘いを受け決断しました。幸い全関与先様にご継続頂き、職員12名全員変わりません。「東京さくら会計事務所」から税理士



新年のご挨拶



1名派遣を受けより充実しました。

志賀事務所の良さは継続維持し、「東京さくら会計事務所」の知識・経験・組織・人を受け入れ、より良いサービスを提供できるように新潟事務所所員一丸となり勤めます。

今年も宜しく願い申し上げます。



新宿事務所所長

井出 俊一

新年あけましておめでとうございます。

関与先の皆様におかれましては、平成26年の新春を、お健やかに迎えになられたこととお慶び申し上げます。

今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、来年の正月から相続税増税時代が始まります。バブル期の地価に対応していた基礎控除の水準をバブル前の水準に戻すため控除額を4割引き下げるほか、資産再分配機能を回復させ格差固定を防止する等の観点から高額遺産取得者を中心に負担を求めるため税率構造を見直す等の税制改正が行われます。

新しく相続税納税義務者になられるであろう人たちに東京さくら会計事務所では前もって節税対策等、税務専門家サービスを提供いたします。

最後になりましたが、関与先の皆様方には、お体を十分にご自愛の上、ご事業のますますのご発展とご繁栄の年となりますよう心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



小金井事務所所長

岩戸 三和

新年あけましておめでとうございます。

関与先の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

「失敗は成功の母」ということばをよく御存じだと思います。失敗してもくじけず、失敗の原因をとこ

とん突き詰め、繰り返さず、将来に生かすことができればそれは成功の基となる、人に希望を与える言葉です。『土光敏夫100の言葉』には「成功は成功の母」とあります。1つの成功がそれだけでとまってしまうことがある。成功の上にアグラをかき鼻を高くしてしまうから。第一の成功が呼び水となり、第二第三の成功を生み出してこそ、企業の成長がある、と。

昨年は、景気好転の兆しもわずかにはみられましたが、現実にはどうでしょうか。仕事には良い時もそうでない時もあります。どちらの時も執念を持って仕事を続けられている関与先の皆様のお役に立てるため、私どもも常に努力をし、邁進してまいります。

新しい年が皆様にとりまして良き年になります様、心よりご祈念申し上げます。



埼玉事務所所長

氏家 健二

新年明けましておめでとうございます。

関与先の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えになったこととお慶び申し上げます。

おかげさまで埼玉事務所も開設から7年が経ち、一步一步ではありますが着実に成長させていただいております。これもひとえに顧問先の皆様の日頃のご愛顧のおかげです。ありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

本年は私自身も不惑を迎えます。孔子は十五で学問に志し、三十で自信がつき自立し、四十で心に惑いがなくなったと言っています。個人的に未だに惑いっぱなしの私ではこの境地に達するのは中々難しそうですが、少なくともお客様のご相談にはこの『不惑』の心で臨みたいと思っております。自身の方も孔子の時代は人生50年とも言われますので、これを平均年齢80歳の現代に当てはめるとまだまだ孔子の25歳頃。自信を得、自立をする一步手前の状態かと都合良く解釈し、日々の自己研鑽に努めたいと考えています。

最後に、今年一年が皆様方にとって最良の年となりますように心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



税 務 特 集



《消費税》

消費税率の引き上げが「社会保障・税一体改革」の一環として行われます。

現在5%（消費税4% 地方消費税1%）の税率が、平成26年4月1日以後8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）に、平成27年10月1日以後10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）に、2段階で引き上げが行われる予定です。

今回の改正内容について、Q&A方式で解説したいと思います。

Q1 新消費税率は、いつから適用されますか？

A 消費税は資産の譲渡等を行った日に課税されます。

したがって、譲渡等を行った日が施行日以後である場合には新税率が適用されます。

（参考）資産の譲渡等

資産の譲渡等とは、資産の譲渡・資産の貸付・役務の提供（サービス）をいいます。

Q2 施行日前に契約した商品を、施行日後に引き渡しをする場合、その消費税率は何%ですか？

A 資産の譲渡はその引渡しの日で判定されます。

ご質問では、商品の引き渡しを施行日後に行っており、8%が適用されます。

経過措置の適用となる取引に該当しない場合、契約日は関係ありません。

Q3 商品の引き渡しは施行日前に行われたが、代金の支払いは施行日後となった場合、その消費税率は何%ですか？

A 施行日の前日までに商品の引き渡しが完了しているので税率5%が適用されます。

Q4 不動産の貸付を行っている場合、消費税率はどのようになりますか？

A 資産の貸付は、その支払いを受けるべき日で判断します。

原則として、その日が施行日前ならば5%、施行日後であるならば8%が適用されます。

ただし、平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した不動産賃貸借契約書(注)に基づき、施行日前から引き続きその資産の貸付を行っている場合には、経過措置として税率5%を適用することができます。

（注）契約書の要件

① 貸付期間と対価の額が定められていること。

② 事業者が事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

Q5 契約済みのリース取引については、どうなりますか？

A リース取引は、原則として売買処理することとされており、この場合は引き渡しの時点で消費税の処理は完了しているため、影響はありません。

例外として認められている賃貸借処理を行っている場合は、支払の都度引き渡しの時点での5%が適用されます。

当初、消費税率の引き上げには景気弾力条項がありましたが、それが満たされているものとして8%への引き上げが決定しました。

現在は、平成27年10月1日からの10%への引き上げや低所得者への特別な配慮（現金給付や複数税率など）についての議論が行われております。

《相続税》

☆ 平成27年1月1日以後開始の相続より相続税の基礎控除額が以下のように変わります。

現 行 : 5,000万円 + 法定相続人 × 1,000万円
改正後 : 3,000万円 + 法定相続人 × 600万円

☆ では、そもそも相続税ってどのように計算するのでしょうか？

改正税制（平成27年1月1日以後相続開始）を前提に解説いたします。

- ① 遺産総額 - (非課税財産 ※1 + 債務 + 葬式費用) = 全体の相続財産の価格
※1 非課税財産 ・ 生命保険金のうち 500万円 × 法定相続人の数
・ 退職手当金のうち 500万円 × 法定相続人の数
・ 墓地・仏壇など
- ② 全体の相続財産の価格 - 基礎控除 (3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数) = 課税遺産総額
(相続税の計算の基礎となる金額)
- ③ 課税遺産総額 × 各法定相続人の法定相続分 = 法定相続分に対応する相続財産の価格
- ④ 各法定相続分に対応する相続財産の価格 × 税率 = 各法定相続分に対応する相続税額
- ⑤ 各法定相続分に対応する相続税額の合計 = 相続税の総額
- ⑥ 相続税の総額 × その人の遺産取得割合 = その人の相続税額 ※2

※2 配偶者控除

配偶者が実際に取得した遺産額が1億6,000万円までは非課税又は、1億6,000万円を超えていても法定相続分内の額であれば相続税はかかりません。

税額から控除されるもの

- ・ 未成年者控除 → 20歳に達するまでの年数 × 10万円控除
- ・ 障害者控除 → 70歳に達するまでの年数 × 10万円控除
特別障害者の場合は70歳に達するまでの年数 × 20万円控除
- ・ 暦年課税に係る贈与税額控除
相続開始前から3年以内の贈与財産の価格に対する贈与税が控除される
- ・ 相続時精算課税に係る贈与税の控除

☆ 実際に比較してみましょう。

- 相続財産の価格が1億円
- 一般的な4人家族（父、母、子2人）の場合で、父が亡くなった場合、現行税制では基礎控除額が8,000万円でしたが、改正後は4,800万円まで引き下げられます。

単位:円

	現 行	改 正 後
課税価格の合計額	100,000,000	100,000,000
基礎控除額	80,000,000	48,000,000
相続税の総額	2,000,000	6,300,000
配偶者控除	△ 1,000,000	△ 3,150,000
各人の相続税額(子2人分)	1,000,000	3,150,000

結果は新税制の下では2,150,000円の増税となります。

現状を把握し不安を解消しましょう。

わたしたちは、相続に関するあらゆる問題を総合的にサポートします。

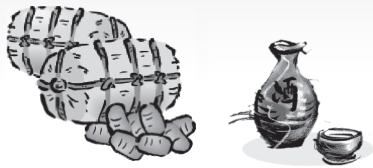
ご興味のある方は、連絡を下さい。



新潟事務所紹介



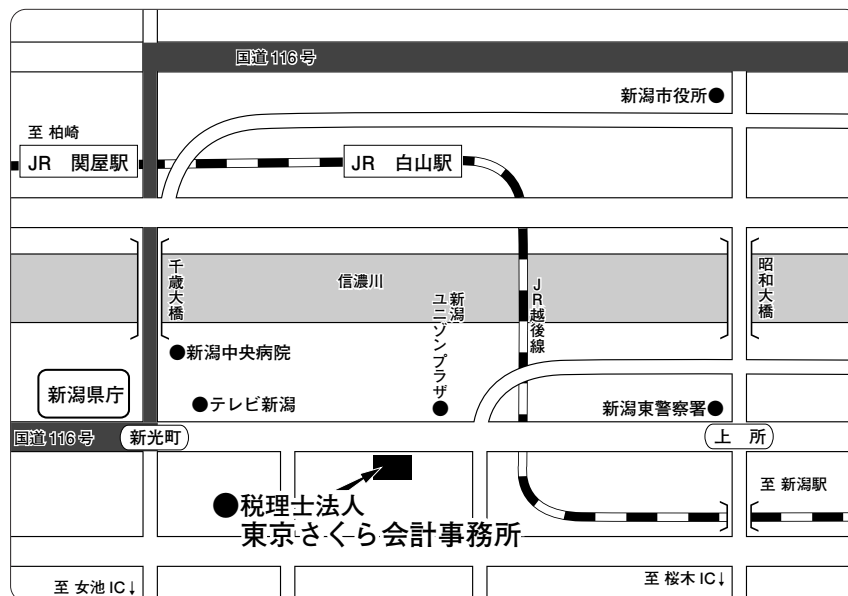
当事務所は政令指定都市の新潟市に所在し、事務所は新潟県庁の近くに在ります。
開業より35年経過した志賀経理事務所が昨年7月より東京さくら会計事務所と一緒にになりました。
職員は所長を含め13人で、税理士2名、社会保険労務士2名、行政書士1名です。
東京・新潟間は新幹線で100分弱です。
世界遺産指定を期待される佐渡への出発拠点で、食物・酒も安く旨いこと間違い有りません。
新潟市にお越しの際はお気軽にお寄りください。



新潟市中央区上所中1-8-17

TEL 025-285-2633

新潟事務所 税理士 所長 志賀安雄





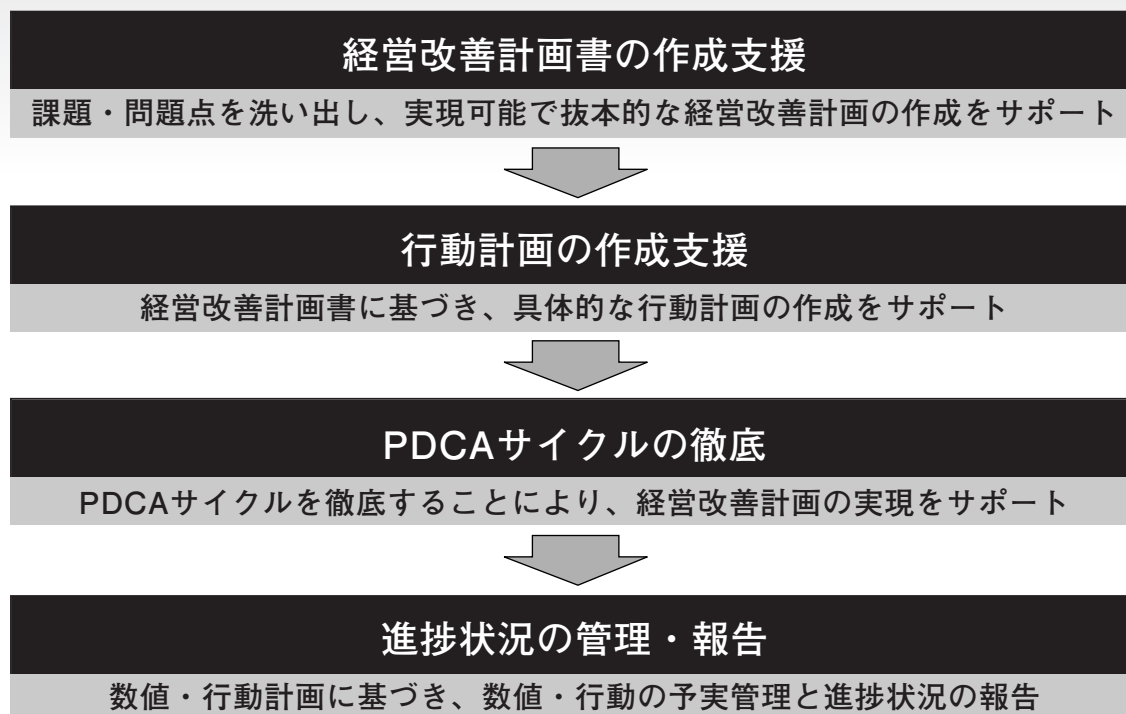
経営改善計画のご案内



弊所は、中小企業庁の『経営革新等支援機関』に認定されております。

弊所の経営改善計画の特徴は『PDCA』にあります。

数値計画を作成して終わりではありません。その後の行動管理に重きを置いた経営改善計画業務をご提供致します。



具体的には、以下を行います。

1. 専門チームにより、経営改善業務を行います
2. 根拠のある数値を基に計画書の作成をサポートします
3. 数値計画だけではなく、行動管理も含まれた計画書の作成をサポートします
4. 毎月訪問をし、数値・行動の管理を行います
5. 金融機関への定期的な進捗状況の報告を行います

顧問料は、月額5万円～、となっております（別途、計画作成料20万円～）。

認定経営革新等支援機関の指導や助言を受けて申請することで、各種特典をご用意されています。

経営改善計画の策定支援費用に対して補助金を受けることができます。

日本政策金融公庫の借入金利や信用保証協会の保証料率を引き下げることができます。

一定の起業・創業に対して補助金を受けることができます。

卸売業等の企業が、取得した資産の特別償却又は税額控除を受けることができます。

各申請には、一定の要件がある場合がございますので、弊所までお問い合わせください。



事務所だよりコーナー



◇ホームページのリニューアル作業を進めています。

昨年よりホームページのリニューアル作業を進めておりまして、新しいホームページの公開に向けて準備しています。作業が完了次第アップいたします。皆様により使いやすく、より見やすいホームページの作成を目的としています。さらに、特化業務メニューを新設し、経営改善計画コンサルティング、相続対策コンサルティング、飲食業コンサルティング、医業経営コンサルティングのページを新たに設けました。各特化業務の活動や魅力が伝わるような内容になっております。ぜひ一度新しくなったホームページをご覧ください。これからも情報提供の発信基地として皆様のサポートをしていきます。

<http://www.bizup.jp/sakuranet/>

◇お正月はしぶんぎ座流星群観測のチャンスです。

毎年1月1日頃から1月5日頃の真夜中に北東の空に出現が見られる、ペルセウス座流星群、ふたご座流星群に並ぶ、年間三大流星群の1つです。北半球でこの時期にしか観測できないため、晴天率の高い日本は最高の観測地点であると言われています。

ピーク時には、1時間に20個から40個程度の出現が見られます。2014年は、ここ数年で最高の観測条件ということです。気になるピークですが、1月4日の午前4時頃におとずれそうです。

お正月の澄んだ真夜中の空を御家族や御親戚一同で仲良く見上げ、天体ショーを楽しんでみてはいかがでしょうか。防寒対策をお忘れなく。



編集後記



昨年は、富士山がユネスコの世界文化遺産に正式登録されることが決定しました。

さらに、2020年の夏季オリンピックが東京で開催されることが決定しました。今後これまで以上に日本を訪れる外国人観光客が増えるのではないのでしょうか。

今年は消費税率が引き上げられます。年金・医療・介護・少子化対策などの社会保障の安定化、充実のために消費税が役立つことを期待しましょう。

今年一年が皆様にとって最良の年となることを心よりお祈り申し上げます。



税理士法人 東京さくら会計事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-7
和田ビル

TEL 03-3561-7501
FAX 03-3567-5677

編集発行人 税理士 横尾 和儀
印 刷 株式会社 税 経